

第1回墨田区介護保険事業運営協議会 議事要旨

日 時 平成29年7月31日(月)午後1時30分から(午後3時15分終了)
場 所 区役所12階 123会議室

1. 開会
2. 新委員の紹介【資料1】
3. 墨田区高齢者福祉総合計画・第6期介護保険事業計画 平成28年度実績・平成29年度事業計画【資料2・3】
4. 国の動向について【資料4】
5. 報告事項
 - (1) 第1回介護保険事業運営協議会サービス部会報告【資料5】
 - (2) 第1回介護保険地域密着型サービス運営委員会報告【資料6】
 - (3) 第1回地域包括支援センター運営協議会報告【資料7】
 - (4) 平成28年度墨田区介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 墨田区在宅介護実態調査報告書の配布について【資料8・9】
6. 閉会

【配布資料】

【資料1】平成29年度墨田区介護保険事業運営協議会委員名簿

【資料2】墨田区高齢者福祉総合計画・第6期介護保険事業計画 平成28年度事業実績・平成29年度事業計画

【資料3】墨田区高齢者福祉総合計画・第6期介護保険事業計画 平成28年度事業実績・平成29年度事業計画(概要版)

【資料4】「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律」の公布について(通知)

【資料5】第1回介護保険事業運営協議会サービス部会報告

- 【資料6】第1回介護保険地域密着型サービス運営委員会報告
- 【資料7】第1回地域包括支援センター運営協議会報告
- 【資料8】平成28年度墨田区介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 墨田区在宅介護実態調査報告書
- 【資料9】平成28年度墨田区介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 墨田区在宅介護実態調査報告書（概要版）

第1回墨田区介護保険事業運営協議会 出席者

氏名	所属・役職	出欠
和気 康太	明治学院大学教授	出席
鏡 諭	淑徳大学教授	出席
小西 啓文	明治大学教授	出席
石川 幹夫	墨田区医師会	欠席
松田 浩	本所歯科医師会	出席
北總 光生	向島歯科医師会	出席
関谷 恒子	墨田区薬剤師会	出席
堀田 富士子	東京都リハビリテーション病院	出席
鎌形 由美子	墨田区民生委員・児童委員協議会	出席
横山 信雄	墨田区社会福祉事業団	出席
栗田 陽	墨田区社会福祉協議会	欠席
丹沢 正伸	墨田区特別養護老人ホーム施設長会	出席
安藤 朝規	弁護士（墨田区法律相談員）	出席
荘司 康男	墨田区障害者団体連合会	出席
沼田 典之	墨田区老人クラブ連合会	出席
北村 嘉津美	町会・自治会	出席
佐藤 令二	墨田区介護相談員	出席
濱田 康子	すみだケアマネジャー連絡会	出席
青柳 吉季	墨田区訪問介護事業者連絡会	出席
加藤 みさ子	介護保険サービス利用者	出席
佐藤 和信	第1号被保険者	出席
伊藤 典子	第2号被保険者	出席
関口 芳正	墨田区企画経営室長	欠席
北村 淳子	墨田区保健衛生担当部長	欠席
青木 剛	墨田区福祉保健部長	出席

会長 副会長

事務局出席者	岩下 弘之	介護保険課長
	福田 純子	高齢者福祉課長
	梅原 和恵	副参事（介護・医療連携調整担当）
	蒲生 貴弘	介護保険課管理・計画担当主査
	大森 和彦	介護保険課認定担当主査
	望月 章宏	介護保険課資格・保険料担当主査
	江尻 雅人	介護保険課給付・事業者指導担当主査
	阿部 豊	介護保険課調査担当主査
	瀧澤 俊享	高齢者福祉課地域支援係長
	中山 裕子	高齢者福祉課地域支援係主査
	加藤 靖規	高齢者福祉課地域支援係主査
	式守 則貴	高齢者福祉課地域支援係主事
	三谷 和也	高齢者福祉課地域支援係主事
	江上 寿恭	高齢者福祉課地域支援係主事
	臼杵 正昭	介護保険課管理・計画担当主事
	伊草 孝志	介護保険課管理・計画担当主事
	山口 友一	介護保険課管理・計画担当主事

1. 開会

- (事務局) 定刻となったので、平成29年度第1回墨田区介護保険事業運営協議会を開催する。会議室の都合上、マイクをご用意できていないので、発言の際はできるだけ大きな声をお願いします。
まず、事務局より配布資料の確認をする。
- (事務局) (資料の確認。事前配布資料に加え、机上配布の資料がある。)
- (事務局) 議事録作成のため、会議内容を録音することについてご承知おきをお願いします。また、次期、第7期墨田区介護保険事業計画を策定するにあたり、委託業者である日本能率協会総合研究所に出席してもらっている。併せて了承をよろしくをお願いします。
本日の欠席者は、石川委員、栗田委員、関口委員、北村(淳)委員の4名である。
なお、本日は学生の傍聴希望者がいる。傍聴を許可してよろしいか。
- (委員、了承)
それでは、傍聴希望者を傍聴席へご案内する。
(傍聴希望者、着席)
進行を会長にお願いします。
- (会長) では、議事次第に従って議事を進行する。
まずは新委員の紹介ということで、事務局よりお願いします。

2. 新委員の紹介【資料1】

-事務局から新委員の紹介-

- (A委員) 前委員に代わり、第1回サービス部会から参加している。今後ともよろしくをお願いします。

3. 墨田区高齢者福祉総合計画・第6期介護保険事業計画 平成28年度事業実績・平成29年度事業計画について【資料2・3】

-事務局から【資料2・3】の説明-

- (会長) 質疑応答に入る。ご質問やご意見はあるか。
- (副会長) 資料3の3ページ、(5)認知症ケアの推進のところであるが、早期診断・早期ケアの前段階として早期発見とおっしゃった。早期発見について、具体的な方策は講じているか。
- (事務局) 早期発見については、地域でのネットワークの構築や、認知症サポート養成講座が進んでいるので、地域で認知症かもしれない方を区民の方が見つけ、高齢者支援総合センターに相談する仕組みを構築していく。
- (副会長) 認知症のケアについては、その方をできるだけ早く発見し、適切なケアをすることが重要である。その意味で大変難しいのは、家族や本人が関係機関に伝えない場合である。区全体で1年に1度全ての住宅を回るくらいの大きな施策を講じないと、

- 早期発見につながらないと思うが、いかがか。
- (事務局) 高齢者みまもり相談室で行っているひとり暮らしの方への訪問等の事業は引き続き実施していく。地域の方々が、高齢者支援総合センターに相談しやすくなるような啓発も行っていく。
- (副会長) ひとり暮らしの高齢者については、見守りが行き届いているということか。そうだとすると、老老介護のような形で生活している方々に対する支援を考えていけば、だんだんと支援の輪が広がっていくはずである。
- (B委員) 認知症の早期発見は非常にデリケートな問題である。近しい人が異常に気付いて受診するまで平均2年かかるという。「早期発見・早期絶望」という言葉もあり、早く見つかったからどうなるんだという問題もある。
- (会長) 発見は良いことだが、早期診断が良い方向に向かうにはフォローアップが非常に重要である。慎重な対応をお願いしたい。
- (事務局) 認知症サポーター養成講座についてであるが、サポーターは具体的にどのような活動をされているのか。
- (事務局) すべての方について把握はしていないが、認知症サポーター養成講座を受講した方にフォロー教室やサポーターの会を開いている。今後の課題としては認知症カフェでの活動がある。
- (会長) サポーターが何をやっているのかは、意外と見えない。受講後のフォローが必要である。また、良い実践をしている例があれば、紹介していくことも大事である。
- 計画の進行については、概ね計画通りということのようである。
- それでは、次の議題に移る。

4. 国の動向について【資料4】

-事務局から【資料4】について説明-

- (副会長) 今回の改正については、受給者に対するメリットがほぼないものであった。区民にとっても、大変厳しい選択を迫られる。これを受けて、国の方針はそれとして、区が保険者として区民の生活を守る制度づくりをお願いしたい。
- (事務局) ご指摘のあったとおりである。要介護認定者は増加しており、すべての方の介護度が改善していくのが望ましいが、ある程度介護給付費が上乘せされるのは致し方ないとも思っている。区として、どうすれば区民を守っていけるのか、主体的に検討していきたい。
- (副会長) 要介護度が改善することが良いことだとおっしゃったが、介護の実態としては、介護度はだんだんと重くなるものである。老化により機能が衰えていくことが介護の特徴である。要介護度の改善を是とするのはわかるが、それを全面に出すのはいかがなものか。
- (事務局) 副会長と同意見である。言葉が足りず申し訳ない。加齢に伴う心身の衰えを食い止めるのはなかなか難しい。介護度を下げ

るのを第一に考えるのではなく、念頭に置きながら、被保険者の皆様と向き合っていきたい。

(C委員)

6ページに、児童福祉法や社会福祉法の一部改正とあるが、厚生労働省の方で、介護保険の施設を障害のある方々が使えるようにする動きがあったと思う。介護保険の施設数が飽和してきている一方で、障害者施設は足りていない。区では、縦割りではなく、横の連携を考えているか。

(事務局)

前回の運営協議会でも話題になったが、共生型サービスを位置づけるということで、法律の縦割りの部分を「我が事・丸ごと」にするという国の考えが示されたところである。国からは具体的なスキームが示されていないが、C委員のお話にもあったように、連携を図っていく必要があると思う。

(会長)

「言うは易し、行ふは難し」という言葉もある。「我が事・丸ごと」でやるには、部長級職員がイニシアティブを発揮し、全課の垣根を取り払い「地域福祉課」にするぐらいでないといけないかもしれない。

墨田区においては、全国をリードする自治体になってほしいと思う。

(D委員)

要介護者の方々の自立を支援していく中で、生活のことを考えると、生活支援は非常に重要なサービスとなっている。制度の中で使えないのであれば、行政の横出しのサービスでお願いしたい。

(会長)

D委員の言う横出しサービスとは、例えばどういったものがあるか。

(D委員)

配食やゴミ出しといったサービスはあるが、家の中でのサービスが足りない。例えば薬を飲み忘れる方がいるが、30分かからない時間をその人と関わることで、生活が安定するということがある。

(会長)

家の中で関わる部分は介護サービスで、ということか。

(D委員)

そうしていただきたいが、介護サービスだけではだんだん厳しくなっている。近所の方の見守りも毎日というわけにはいかないもので、代替のサービスがあればよい。

(事務局)

総合事業の中で、住民主体のサービスを進めているところである。また、生活支援コーディネーターを各高齢者支援総合センターに配置し、地域の高齢者のニーズや問題の洗い出しをしている。ちょっとした手伝い、集まる場、通える場等、多方面で支援ができないか考えている。

(副会長)

介護と医療との関係で、ポイントとなるのは認知症の方の自己決定である。制度としては後見制度があるが、本人のために奔走してくれるキーマンが必要なのではないか。地域包括ケアシステムの中に後見人も含めるべきであり、位置づけを行わないと、認知症の問題は解決に結び付かないのではないかと思う。また、社会福祉協議会との連携も行うべきである。

(事務局)

市民後見人として、今年も十数名の応募があった。

後見人活動について、社会福祉協議会に旅費を見ていると聞いている。活動をしていただける方に市民後見人となる機会、

続けていただける機会を提供できるよう、社会福祉協議会で施策を進めている。

また、地域包括ケアシステムの中での位置づけも行い、生活を守っていけるようにしていきたい。

(E 委員) 介護保険事業は自治事務であることを踏まえて、国の方針に追随するのではなく、自治体独自の施策を打ち出してほしい。

(副会長) 成年後見制度の話でいえば、資料 2 の事業番号 1 1 9 番のところで実績があるが、区長申立てという制度がある。本人や家族が申立てできない場合に、区(長)が代わって申し立てる制度だが、平成 2 8 年度は 7 3 件の実績となっている。かなり多い数字だと思う。

また、1 2 0 番では、申立費用を助成するような制度にもなっているようである。今後も進めてもらいたい。

(会長) 認知症とは向き合いたくないところもある。私事ではあるが、私も母親の異変に気づいてから、すぐに病院に連れて行こうとはしなかった。また、薬の副作用でとても攻撃的になり、施設利用を打ち切られそうになったが、何とかコーディネートし次の施設につなげた。しかし、そういう近い人がいない場合はほぼアウトである。その意味では、成年後見制度は非常に重要になってくる。行政の下支えをお願いしたい。

(F 委員) 地域で見守ることの難しさがある。

認知症サポーターが増えて、認知症の理解がされても、いきなり高齢者支援総合センターに報告することにはためらいがある。区としても、見極め方をソフトに考えてもらおうと効果があるかと思う。

(副会長) 専門的な知識と対応能力を持った人の関与が必要である。専門家が知識を統合してことに当たらないといけない。そういう意味では、高齢者だけの問題ではなく、全体としての見守りシステムを考えるべきである。その中で後見人の果たす役割は大きい。そのような人材を増やすこと、育てることを進めてほしい。

(B 委員) 認知症サポーターをうまく活用すべきである。認知症の特徴をよくわかっている人、介護者とコミュニケーションをとれる人を作っていくことが大事である。

本人の意思が分かるのは初期だけなので、そのときに振り返りを書き留めたり、受け止めてくれる人が必要になる。

(事務局) 墨田区では研修や啓発活動を数年にわたり行ってきたためか、区長申立てが非常に多い。日頃の中で、高齢者の気持ちに寄り添って、権利擁護をしながら生活を助けていく市民後見人の活動も非常に大事になってきている。

(事務局) 医療と介護の連携については、看護職・医療職の力を借りながら、地域で高齢者支援総合センターを中心に対応しているところである。初期に認知症がわかったとして、どのように対応していくかに課題があるが、個別性があるので、各地域ごとに個別ケース検討会議を行っている。

また、高齢者支援総合センターに認知症地域支援推進員を配

- 置している。
- (G委員) 1つの事例として、入れ歯で身元確認をしてほしいと頼まれたことがある。その方が最後に来院されたとき、少し認知が入ってきているかもしれないとメモ書きしていた。地域の見守りに還元できていれば、結果は違っていただかもしれない。
- (会長) 見守りという言葉はよく使われるが、それほど簡単なことではない。
- 制度の維持だけでなく、広い視野を持って、区民の生活全体を見ていくことが必要である。「我が事・丸ごと」が丸投げにならないよう気を付けてほしい。

5. 報告事項

(1) 第1回介護保険事業運営協議会サービス部会報告【資料5】

-部会長から【資料5】の説明-

(2) 第1回介護保険地域密着型サービス運営委員会報告【資料6】

-部会長から【資料6】の説明-

(3) 第1回地域包括支援センター運営協議会報告【資料7】

-部会長から【資料7】の説明-

- (会長) 以上が各部会の報告事項である。
質疑の前に、(4)を事務局からご説明をお願いする。

(4) 平成28年度墨田区介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 墨田区在宅介護実態調査報告書の配布について【資料8・9】

-事務局から概要版である【資料9】の説明-

- (会長) 駆け足になったが、一通りご報告いただいた。ご意見・ご質問はあるか。
- (H委員) 資料7であるが、9と書かれている部分を見ると、当日の回答が未回答になっている。そして、補足説明の欄に障害者福祉課の業務委託とある。
- そうすると、障害者の問題は、障害者福祉課に回すということか。
- (事務局) 障害者福祉課にご相談くださいということではなく、障害者福祉課の方で相談を受けられる人材を準備して、センターに配

置するということである。ご相談を受けて、お話を伺い、必要な機関へとおつなぎする。

(H委員)

当日未回答となっていた部分が気になったのである。

(事務局)

この日の会議が長引いたこともあり、9以降についてはご質問だけ受けた状況であった。その場でお答えする時間がなかったため、後ほどの回答となった。

(H委員)

了解した。

(会長)

資料8・9はまた見ていただき、ご質問等があれば次回の協議会でお願いしたい。次回の開催は9月中旬か。また、事務局から連絡事項等はあるか。

(事務局)

9月中旬を予定している。連絡事項は特にない。

(会長)

それでは、第1回墨田区介護保険事業運営協議会を閉会とする。

閉会